

指定（介護予防）短期入所生活介護

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 愛美会

「指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛媛県指定 第3871300608号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定及び要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

＊ ＊ 目次 ＊ ＊

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 個人情報保護について
6. 衛生管理、感染対策の強化について
7. ハラスメント対策
8. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について
9. 虐待防止に関する事項について
10. 業務継続に向けた取組について
11. 苦情の受付について
12. 緊急時の対応について
13. 事故防止及び事故発生時の対応等
14. 非常災害対策
15. 福祉サービス第三者評価事業について
16. その他運営に関することについて

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛美会
(2) 法人所在地 愛媛県四国中央市上分町乙 8 番地 2
(3) 電話番号 0 8 9 6 - 5 6 - 2 3 3 3
(4) 代表者氏名 理事長 石川 繁一
(5) 設立年月 昭和 6 3 年 1 2 月 2 4 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
平成 2 3 年 3 月 3 1 日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成 2 3 年 3 月 3 1 日指定
愛媛県 3 8 7 1 3 0 0 6 0 8 号

※当事業所は地域密着型介護老人福祉施設 山田井の郷に併設されています。

- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所 山田井の郷
- (4) 施設の所在地 愛媛県四国中央市金生町山田井字原際 8 8 7 番地 2
- (5) 電話番号 0 8 9 6 - 2 2 - 3 3 6 9
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 大西 将彦
- (7) 当事業所の運営方針 老人福祉法の基本理念及び、老人福祉施設倫理綱領に基づき、老人が健全で安心した生活ができるよう、愛情と奉仕の精神をもって運営にあたり、利用者の一人一人のニーズと意思を尊重し、明るく家族的な雰囲気のもと、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。
- (8) 開設年月 平成 2 3 年 3 月 3 1 日
- (9) 営業日及び営業時間
- | | |
|------|-----------------------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 受付時間 | 9 時 0 0 分～1 8 時 0 0 分 |
- (10) 利用定員 1 0 人（1 ユニット）

- (11) 居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、全て個室ですが、ご契約者の心身の状況により居室を変更していただくことがあります。

その際にはご契約者・ご家族とその都度協議します。

居室・設備の種類	室 数	備 考
居室（1人部屋）	10室	洗面設備
共同生活室（ダイルーム）	1室	キッチン
トイレ	3室	
浴室	1室	一般個浴・機械浴（併設施設と共有）
洗濯室・汚物処理室	1室	併設事業所と共有
介護材料室	1室	併設事業所と共有

※その他併設本体施設との共用設備で、調理室等があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 員	
	特 養	短 期 入 所
管 理 者（施設長）	1（サテライト施設にあっては本体施設との兼務もあり）	
事 務 職 員	1以上	
生 活 相 談 員	1以上	
介 護 支 援 専 門 員	1以上 （サテライト施設にあっては本体施設との兼務もあり）	
介 護 職 員	10以上	4以上
看 護 職 員 機能訓練指導員（兼）	1以上	特養看護職員が兼務
管 理 栄 養 士	1以上	特養管理栄養士が兼務
医 師（嘱託）	1以上	
宿 直 員（嘱託）	1以上	

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎月1回 9:00～11:00の間（外科・内科）
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7:00～16:00 1名 日勤： 9:00～18:00 1名 遅出： 11:00～20:00 1名 夜勤： 17:00～翌9:00 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 9:00～18:00 2名 ※上記時間帯以外（夜間）は、オンコール体制で常時連絡可能な体制とする。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き9割または8割または7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 居室の提供

② 食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。但しご契約者のご希望により居室で食事をとっていただくことも可能です。

（食事時間）

朝食 7:30～

昼食 正午～

夕食 17:30～

なお、各食事の時間につきまして、ご利用者の身体状況、生活習慣を考慮し、最大で1時間程度前後することがあります。

③ 入浴

- ・職員介助のもと、お一人ずつ入浴できます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護職員）により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な援助をします。

⑦ 送迎（通常の送迎の実施地域は、四国中央市とします）

〈サービス利用料金(1日あたり)〉（契約書第9条参照）

①サービス利用料金

I. 短期入所生活介護

サービス利用料金は下記に示している、介護報酬の1割（所得の状況により2割または3割）と滞在費及び食費の合計額になります。

（介護報酬については、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

1. 要介護度別単価 (1日)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円
2. うち、介護保険から 給付される金額	1割	6,336円	6,948円	7,623円	8,262円	8,883円
	2割	5,632円	6,176円	6,776円	7,344円	7,896円
	3割	4,928円	5,404円	5,929円	6,426円	6,909円
3. 自己負担額 【1－2】	1割	704円	772円	847円	918円	987円
	2割	1,408円	1,544円	1,694円	1,836円	1,974円
	3割	2,112円	2,316円	2,541円	2,754円	2,961円

☆その他の加算：体制が整った場合に算定される加算。

加算項目	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位（円）／日	36単位（円）／日	54単位（円）／日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18単位（円）／日	36単位（円）／日	54単位（円）／日
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位（円）／月	20単位（円）／月	30単位（円）／月

：実施した場合に算定される加算。

送迎加算（片道）	184単位（円）／回	368単位（円）／回	552単位（円）／回
療養食加算	8単位（円）／回	16単位（円）／回	24単位（円）／回
看取り連携体制加算（7日を限度）	64単位（円）／日	128単位（円）／日	192単位（円）／日
口腔連携強化加算	50単位（円）／月	100単位（円）／月	150単位（円）／月

Ⅱ. 介護予防短期入所生活介護

1.ご契約者の要介護度		要支援 1	要支援 2
2.サービス利用料金		5, 2 9 0 円	6, 5 6 0 円
3.うち介護保険から給付される金額	1 割	4, 7 6 1 円	5, 9 0 4 円
	2 割	4, 2 3 2 円	5, 2 4 8 円
	3 割	3, 7 0 3 円	4, 5 9 2 円
4.サービス利用に係る自己負担額 【2-3】	1 割	5 2 9 円	6 5 6 円
	2 割	1, 0 5 8 円	1, 3 1 2 円
	3 割	1, 5 8 7 円	1, 9 6 8 円

☆その他の加算：体制が整った場合に算定される加算。

加 算 項 目	1 割負担の場合	2 割負担の場合	3 割負担の場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位（円）／日	36 単位（円）／日	54 単位（円）／日
機能訓練体制加算	12 単位（円）／日	24 単位（円）／日	36 単位（円）／日

：実施した場合に算定される加算。

送迎加算（片道）	184 単位（円）／回	368 単位（円）／回	552 単位（円）／回
療養食加算	8 単位（円）／回	16 単位（円）／回	24 単位（円）／回
看取り連携体制加算（7 日を限度）	64 単位（円）／日	128 単位（円）／日	192 単位（円）／日
口腔連携強化加算	50 単位（円）／月	100 単位（円）／月	150 単位（円）／月

※1 単位は 1 0 円です。

Ⅲ. 長期利用減算の場合（1 割負担の場合）

【短期入所生活介護】

1. 要介護度別単価 (1 日)		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬		7,040 円	7,720 円	8,470 円	9,180 円	9,870 円
2. 長期利用減算適用後 (31 日～60 日)	単価	6,740 円	7,420 円	8,170 円	8,880 円	9,570 円
	自己負担	674 円	742 円	817 円	888 円	957 円
3. 長期利用の適正化 (61 日以降) (新設)	単価	6,700 円	7,400 円	8,150 円	8,860 円	9,550 円
	自己負担	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円

【介護予防短期入所生活介護】

要支援 1 （ユニット型）介護予防短期入所生活介護について（ユニット型）介護福祉施設
サービス費の要介護 1 の単位数の 100 分の 75 に相当する単位数を算定する。

要支援 2 （ユニット型）介護予防短期入所生活介護について（ユニット型）介護福祉施設
サービス費の要介護 1 の単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定する。

IV. 介護職員等処遇改善加算 I

上記 IV. V. VI. を一本化する。所定単位数×（介護予防）短期入所生活介護の加算率（14.0%）／月の1割または2割または3割

☆ご契約者がまだ要支援又は要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆高額介護サービス費により、それぞれ負担上限額が定められております。さらに、所得により社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用が受けられる場合があります。

② 滞在費 ※国が定める基準費用額の変更（令和6年8月～改定）

◇ 滞在費の負担額

第4段階	負担限度額			基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	
2,260 円／日	880 円／日	880 円／日	1,370 円／日	2,066 円／日

☆利用者負担第1段階～利用者負担第3段階に該当する方で負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている負担限度額が適用され、国が定める基準費用額と施設が定める費用額のどちらか低い費用額と負担限度額との差額を補足給付として保険給付されます。

③ 食費

第4段階	負担限度額				基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
1,700 円／日 朝食：440 円 昼食：600 円 夕食：660 円 （夕食はおやつ含む）	300 円／日	600 円／日	1,000 円／日	1,300 円／日	1,445 円／日

◇ 食費の負担額

☆利用者負担第1段階～利用者負担第3段階②に該当する方で負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている負担限度額が適用され、滞在費と同様に補足給付の対象になります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事（お酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて、特別な食事を**実費**で提供します。

② 理髪・美容

月曜日随時、美容師の出張によるサービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 実費

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の**実費**をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、特別の事情のない限り、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 指定銀行口座への振込み

愛媛銀行 川之江支店 普通預金 3 3 9 6 9 3 6

名義）社会福祉法人愛美会 地域密着型介護老人福祉施設 山田井の郷

理事長 石川繁一

うま農業協同組合 金生支店 普通預金 0 0 1 0 8 6 1

名義）社会福祉法人愛美会 地域密着型介護老人福祉施設 山田井の郷

理事長 石川繁一

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：愛媛銀行 うま農業協同組合 伊予銀行など

ウ. 現金

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	給食原材料費の実費

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して、協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 身元引受人（契約書第 24 条参照）

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

(6) 連帯保証人（契約書第 25 条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 120 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

5. 個人情報保護について

1. 平成 17 年 4 月からの個人情報保護法施行に伴うガイドラインが示されましたが、当施設に於いては、「愛美会個人情報に関する規定」に基づき適切な対応を行います。
2. 個人情報保護の利用目的は、以下の通りです。

【利用者への介護サービス及び介護予防サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当事業所内部での利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供する介護サービス及び介護予防サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービス及び介護予防サービスの利用にかかる当事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 利用料の口座引落とし等 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供する介護サービス及び介護予防サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービス及び介護予防サービスを提供する他の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービ

- ・ ス担当者会議等)、照会への回答
- ・ 石川ヘルスケアグループ (IHG) 間 (社会医療法人石川記念会、医療法人健康会、社会福祉法人愛美会) での情報共有
- ・ その他の業務委託
- ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 居宅介護支援事業所等との単位数確認等照会
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ・ 介護認定調査員への情報提供
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当事業所内部での利用に係る利用目的
 - ① 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・ 介護サービス及び介護予防サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 当事業所において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 当事業所において行われる事例研究等
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ② 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
 - ・ 行政等指導監督官庁への報告
 - ・ 苦情処理及び入所判定に係る第三者委員への情報提供
 - ・ ふれあい相談員 (介護相談員) への情報提供
 - ・ 施設広報活動のため (法人ホームページ、法人広報誌、広報用ブログなど)

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

この基本方針及び利用目的は施設内掲示及びホームページ上で公開しています。

※ご本人・ご家族に対する情報開示について

ご本人・ご家族が希望された場合、速やかに当事業所で保管している介護及び看護記録等の情報開示・説明を行いますので、職員にお申し付け下さい。

また退所時にはショートステイ利用状況表をお持ち帰り頂き、ご家族に当事業所でどの様に過ごされたのかご報告させていただきます。

6. 衛生管理 感染症対策の強化について

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備・備品及び飲用に供する水につい

て、衛生的な管理に努め、衛生上の必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、感染症予防対策委員会を設置し、年2回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 4 衛生管理・感染症対策の徹底と衛生的なケアを励行するため、別に定める「感染症予防対策マニュアル」により、職員へ周知徹底を図ります。
- 5 事業所は、職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7. ハラスメント対策

- 1 事業所は、介護現場におけるハラスメントの実態を把握するとともに、ハラスメントに起因する問題に迅速かつ適切な対策を講じます。
- 2 事業所は、職員、利用者、家族、取引先事業所等に対し、愛美会ハラスメント防止規定等により周知、啓発するとともに必要な研修等を定期的実施します。
- 3 事業所は、職員からのハラスメントが行われ、または行われようとしている旨の連絡を受けた場合は、本部ハラスメント相談員を窓口とし、相談や苦情を受け付け、解決にあたります。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

8. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について

当事業所は、原則身体拘束は行いません。

ただし、「切迫性」「非代替性」「一時性」に鑑み、緊急やむを得ないと判断される場合についてのみ、家族の同意を得たうえで拘束を行うことがあります。

○緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

○緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束を解除するものとします。

9. 虐待防止に関する事項について

- (ア) 虐待防止の為の対策を検討する「身体拘束廃止・虐待防止委員会」を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (イ) 虐待防止の為の指針の整備や研修を定期的（年2回以上）実施します。
- (ウ) 上記を適切に実施するために担当者を設置します。
- (エ) サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報いたします。

10. 業務継続に向けた取り組みについて

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護事業所の提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 苦情の受付について（契約書第 26 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職氏名〕 生活相談員 鈴木 由希子

○苦情解決責任者

〔職氏名〕 管理者 大西 将彦

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～18：00

○電話番号 0896-22-3369

また、苦情受付ボックスを事務所カウンターに設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

四国中央市 介護保険課	所在地 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電話番号 0896-28-6025 受付時間 8：30～17：00
愛媛県国民健康保険団体 連合会	所在地 松山市高岡町101-1 TEL 089-968-8800（代）

第三者委員

氏 名	住 所	電話番号	所 属
曾根 諦泉	四国中央市妻鳥町 1233	0896-56-4024	愛美会 理事

12. 緊急時の対応

ご契約者に病状の急変が生じた場合その他、必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

13. 事故防止及び事故発生時の対応等

事業所は、介護事故防止のための指針を定め、基本的考えや職員教育に関する基本方針の設定、事故防止委員会の設置などを行い、安全確保を目的とした改善のために必要な方策を講じます。

当事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご契約者の家族、当該ご契約者に係る介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置 を講じるものとします。

又、当事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

14. 非常災害対策

事業所は、消防計画並びに防災計画を策定し、事業所の見やすい位置に掲示します。

事業所は、計画に基づき非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びにご契約者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的にこれらの体制について職員及びご契約者に周知するとともに、避難、救出等の訓練を年2回以上実施します。

事業所は、訓練の結果に基づき計画の検証及び見直しを行います。

事業所は、非常災害に備え、当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めます。

15. 福祉サービス第三者評価事業について

社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環です。

平成30年4月1日より、取り組み強化が謳われ、利用者の適切なサービス選択に資するものとなり得ることから、福祉サービス第三者評価を積極的に受審することが望ましいとされています。

福祉サービス第三者評価の受審

有

○無○

16. その他運営に関することについて

事業所は適切なサービス提供を行う観点から、運営に関する重要事項に変更等が生じた際には適時、適切な説明を行い信頼関係の構築に努めて行きます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、
本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 短期入所生活介護事業所 山田井の郷
介護予防短期入所生活介護事業所 山田井の郷

説明者 職 種 生活相談員

氏 名 鈴木 由希子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

身元引受人及び身元保証人

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定及び愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年10月23日愛媛県条例62号）及び愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年10月23日愛媛県条例第63号）に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

附則

この重要事項は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

令和 3 年 4 月 1 日	改定
令和 3 年 8 月 1 日	改定
令和 3 年 10 月 1 日	改定
令和 4 年 4 月 1 日	改定
令和 4 年 10 月 1 日	改定
令和 5 年 4 月 1 日	改定
令和 6 年 4 月 1 日	改訂
令和 6 年 6 月 1 日	改定
令和 6 年 8 月 1 日	改定
令和 7 年 6 月 1 日	改定

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 2,106.8m²

(3) 事業所の周辺環境 旧川之江市の中心部より、車で約5分の交通の利便性の高い場所にありながら、緑豊かな環境で、四季折々の花や野鳥が楽しめる静かな環境です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員……ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員……ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員……主にご契約者の健康管理や療養上の世話をを行います。

1名の看護職員を配置しています。

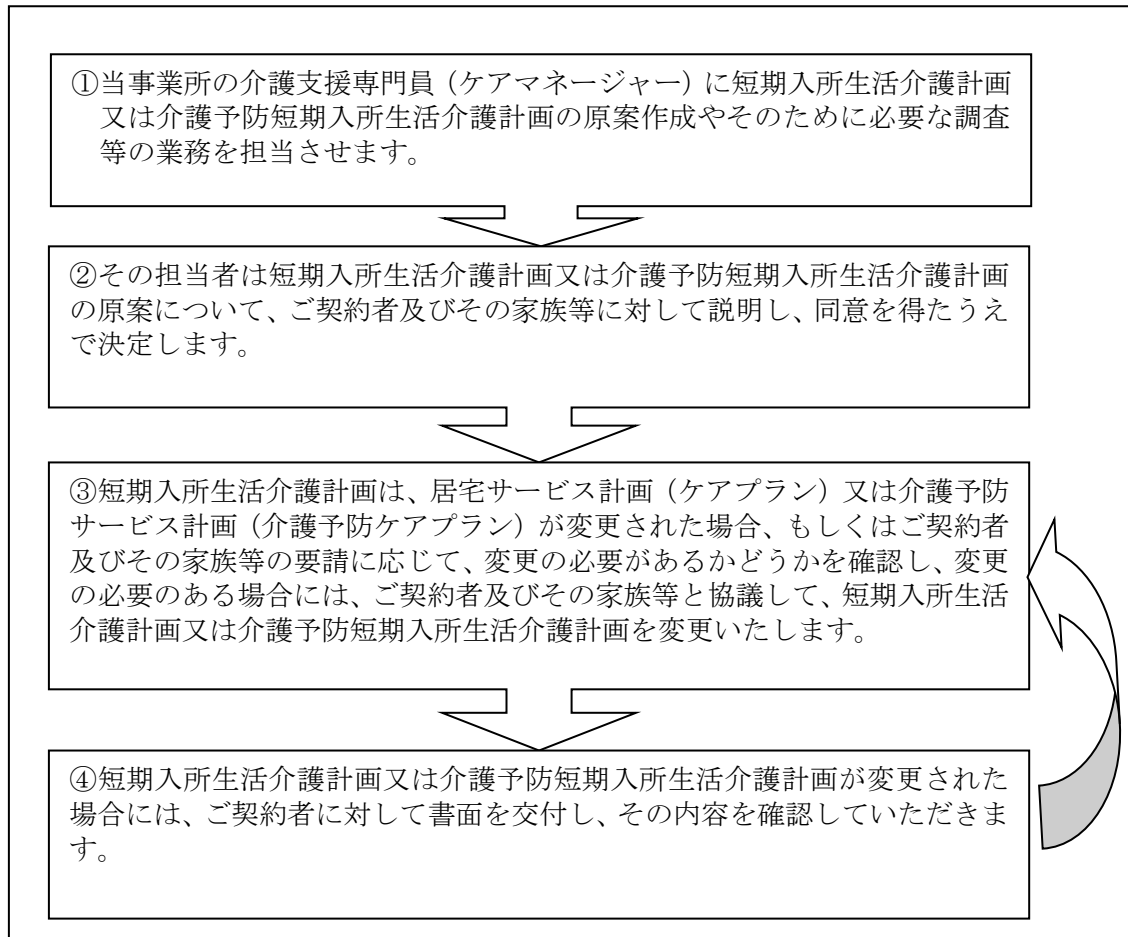
機能訓練指導員…看護職員が兼任でご契約者の機能訓練を担当します。

医師……ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

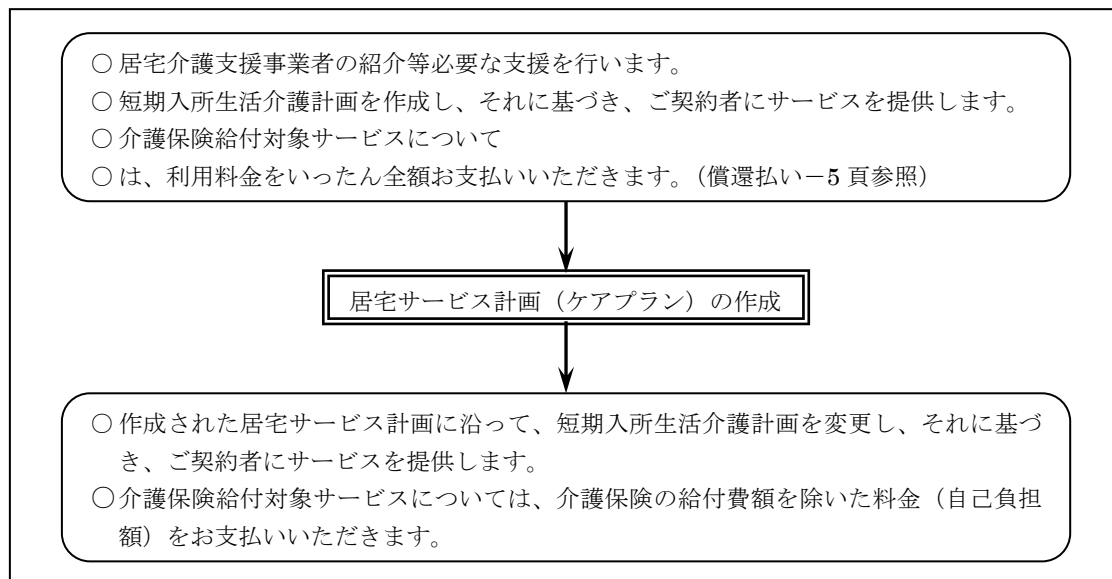
協力医療機関の医師と業務委託契約を交わしてしています。

3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

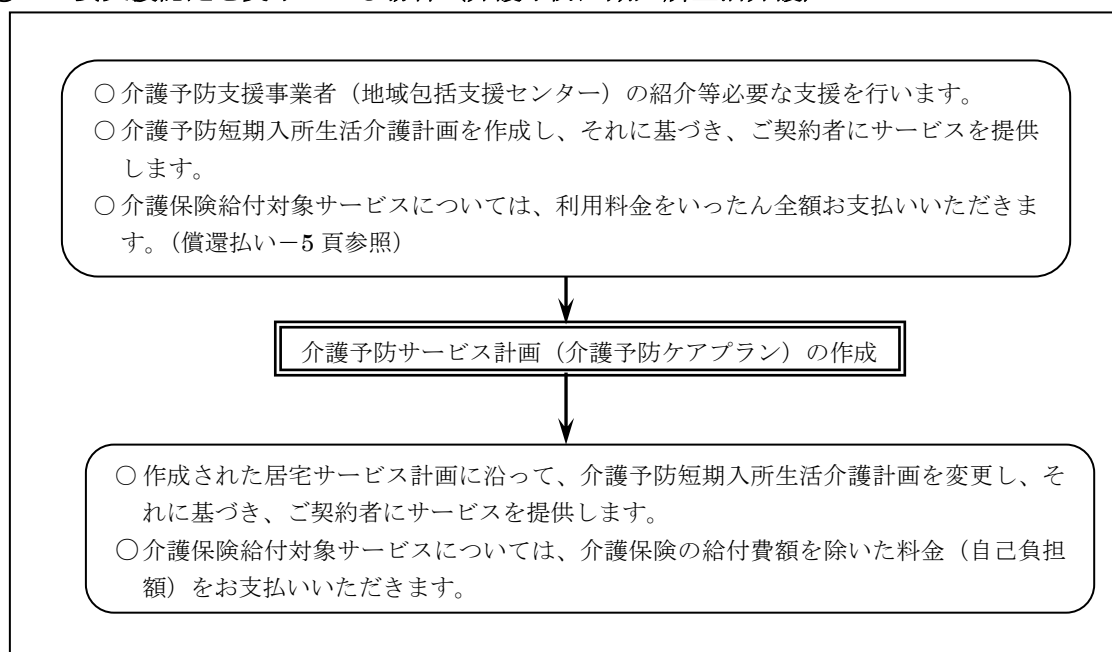
(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防支援計画」「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結時に作成する「短期入所生活介護計画」「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通り行います。（契約書第3条参照）



①－１ 要介護認定を受けている場合（短期入所生活介護）

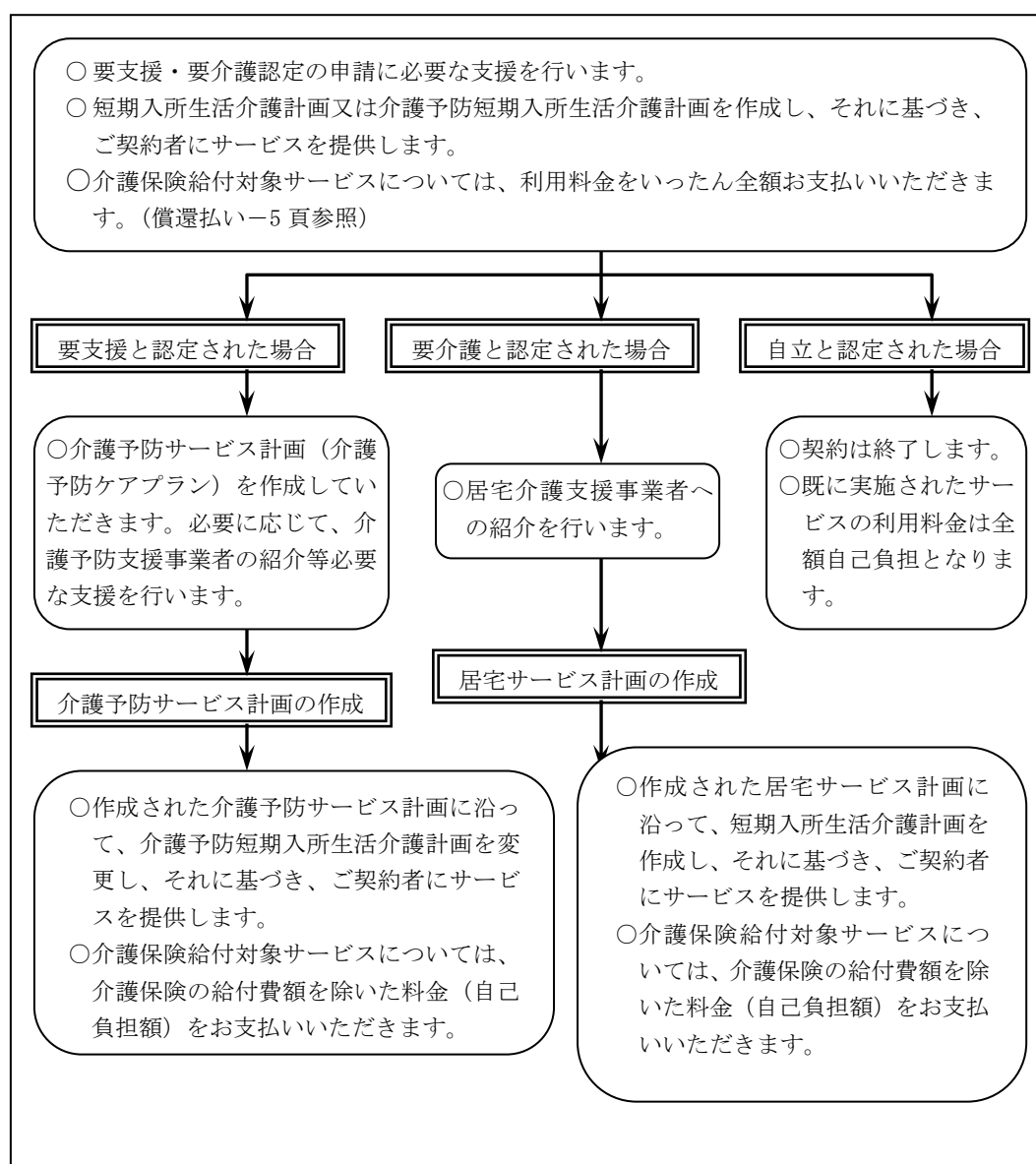


①－２ 要支援認定を受けている場合（介護予防短期入所生活介護）



(2) ご契約者に係る介護予防支援計画（介護予防ケアプラン）」又は「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

②要支援・要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状況からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ① 厳禁物：果物ナイフ以外の刃物及びこれに類する危険物

火災の発生する恐れのある器具等

- ② その他：ベッドサイドに置けない大きな物

- ③ 動物：小動物を含む一切の生き物

施設・設備の使用上の注意（契約書第14条、第15条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意、または不注意により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 石川記念会 H I T O病院
所在地	愛媛県四国中央市上分町 7 8 8 - 1
診療科	外科、内科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科 形成外科、循環器科、麻酔科 等

医療機関の名称	医療法人 健康会 石川クリニック
所在地	愛媛県四国中央市上分町 7 3 2 - 1
診療科	外科、内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	坂歯科医院
所在地	四国中央市川之江町 1 8 5 6 - 1 2

6. 損害賠償について（契約書第 16 条、第 17 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から **6 ヶ月間** ですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に **6 ヶ月間**同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 19 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除（契約書第 20 条、第 21 条参照）

ご契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 1 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）又は介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）」が変更された場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除（契約書第 22 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払が **3 ヶ月** 以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 19 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

